

2021.08.02

ESG リスクトピックス <2021 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 自然資本と情報開示 ■

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が正式発足、ガイドライン策定へ

自然資本に関する財務情報の開示を検討する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が 6 月 4 日、正式に発足した。TNFD は、企業などの組織がその自然関連のリスクや機会に関する情報開示や取組を実施するための枠組みを、2023 年までに正式リリースするとしている。この枠組みは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みを基本として作成される予定。

TNFD 発足の背景として、世界経済の半分以上が自然に中程度から高度に依存しており、自然の損失が企業のビジネスや金融の安定性にとって重大なリスクとなっていることが挙げられる。TNFD の枠組みは、企業などに自然関連リスクについての適切な情報開示や対応を促すことで、金融システム全体を、自然に対してマイナスの影響を与える状態から、プラスの影響を与える状態へ移行させることをゴールとしている。

（参考情報：2021 年 6 月 4 日付 Taskforce on Nature-related Financial Disclosures Capitals Coalition HP：
<https://tnfd.info/news/the-taskforce-on-nature-related-financial-disclosures-tnfd-officially-launches/>）

■ 気候変動・脱炭素 ■

農水省、食料・農林水産業の TCFD*手引書および脱炭素化技術の紹介資料を公表

農林水産省は 6 月 27 日、「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示入門（TCFD 手引書）」、「フードサプライチェーンにおける脱炭素化技術・可視化(見える化)に関する紹介資料」を公表した。

TCFD 手引書では、業種ごとに、サプライチェーンの各段階において気候変動がもたらす重要なリスクや機会を例示している。紹介資料では、フードサプライチェーンにおいて既に導入されている脱炭素化技術や導入が期待される技術を中心に 65 の事例を示し、うち 7 事例については詳細な内容を紹介している。

*金融安定理事会が設立した気候関連財務情報開示タスクフォースの略称。2017 年に、企業等に対し気候変動に関連するリスク・機会の情報開示を推奨する提言を公表している。

（参考情報：2021 年 6 月 27 日付 農林水産省 HP：
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/visual.html?fbclid=IwAR3Xrz69yIiEXVyBeoG9z3Kyo2GO_mtE2NUAATYsK_uK5TPVXlqQ-rVorPc）

■ 自然資本と気候変動 ■

環境省が、気候変動による災害激甚化に関する影響評価（中間報告）を公表

環境省は7月2日、気候変動による災害激甚化に関する影響評価（中間報告）を公表した。本報告では、今後、地球温暖化が進行した世界（2℃/4℃上昇シナリオ）*において、令和元年東日本台風（台風19号）クラスの台風が襲来した場合にどのような影響が生じるかについて、スーパーコンピュータでシミュレーションした結果が示された。

地球温暖化が進行した世界においては、台風は令和元年当時よりも強い勢力を保ったまま日本列島に接近・上陸することが予想され、より多くの降雨のために氾濫する河川が増加すること、また、高潮の最大潮位の上昇などにより一層の被害が発生する可能性が高まることが示された。

*世界平均気温が工業化以前（18世紀半ば頃）より2℃上昇、または4℃上昇する世界を想定

（参考情報：2021年7月2日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/109720.html>）

■ サーキュラーエコノミー ■

EUの使い捨てプラ指令が加盟国で適用開始

EUの使い捨てプラスチック指令（Directive on single-use plastics）の一部適用が7月3日、加盟国で開始された。カトラリーや皿、ストローなどの、代替品が利用可能なプラスチック製品については流通禁止となるほか、特定の使い捨てプラ製品に対してはプラスチック含有情報や廃棄物の管理方法に関する表示が義務化された。

（参考情報：2021年7月3日付 EU: Single-use plastics HP：

https://ec.europa.eu/environment/topics/plastics/single-use-plastics_en）

Social—社会—

■ 労働観光 ■

男性の育休取得推進を目的にした改正育児・介護休業法が成立

男性従業員が育児休業を取りやすくすることを主な目的にした改正育児・介護休業法が6月3日、衆院本会議で可決・成立した。子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得可能になる。企業には育児休業を取得しやすい環境の整備を求め、従業員から妊娠・出産の申し出があった際の育休取得の意向確認を義務付ける。さらに2023年4月以降、従業員1000人超の企業に、男性従業員の育児休業の取得状況の公表を義務化する。2022年度内の施行を予定。

（参考情報：2021年6月9日付 厚生労働省 HP：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>）

■ 人権 ■

UNGC、サプライチェーンの低所得労働者の賃金改善のガイダンスを公表

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は6月9日、サプライチェーンにおける低所得労働者の賃金改善のために、企業が取るべき取り組みのガイダンスを公表した。衣料や農業などの産業での過去の例を踏まえ、労働者やその家族が尊厳のある生活が可能な賃金水準の分析や支払い方法の改善、労使間の対話促進など、企業に求められる取り組みの指針を示した。

（参考情報：2021年6月9日付 国連グローバルコンパクト HP：<https://livingwages.unglobalcompact.org/>）

■ 人権 ■

JETRO が、欧米主要国の人権法制化動向をまとめたレポートを公表

日本貿易振興機構（JETRO）は6月16日、欧米主要国のビジネスと人権に関連する法制化や企業の対応事例をまとめたレポート公表した。EU、英国、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、スペイン、米国、カナダ、豪州について、政策動向のほか、企業の対応や不遵守の場合のペナルティなどを掲載している。

（参考情報：2021年6月16日付 JETRO：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609.pdf）

■ 児童労働 ■

UNICEF と ILO が 2020 年度の児童労働に関する報告書を発表、20 年ぶりに増加に転じる

国連児童基金（UNICEF）と国際労働機関（ILO）は6月10日、2020年度の児童労働に関する報告書を発表した。児童労働に従事している子どもの数が過去4年間で約840万人増加し、全世界で1億6000万人に上り、2000年以降減少していた児童労働者数が増加に転じたことを明らかになった。さらに、COVID-19の影響で貧困問題が加速しており、22年までに新たに約900万人の子どもが児童労働に追い込まれる可能性があるという警鐘を鳴らした。併せて、児童労働を防止するため、児童手当を含む全ての人への十分な社会的保護や児童保護の仕組み、農業開発、農村部の公共サービス・インフラへの投資、ディーセントワークの推進、ジェンダー平等の促進などを呼びかけた。

（参考情報：2021年6月10日付 UNICEF HP：

<https://data.unicef.org/resources/child-labour-2020-global-estimates-trends-and-the-road-forward/>

2021年6月10日付 ILO HP：

https://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS_797515/lang--en/index.htm）

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

グローバル・コンパクト、SDGs 目標「平和と公正」達成に向けた企業の貢献のガイダンスを公表

国連グローバル・コンパクトは6月1日、国連持続的な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、企業に最も理解が浸透していないとされる目標16「平和と公正をすべての人に」の達成を目的に、企業の貢献を促すための新たなビジネスフレームワーク（SDG 16 Business Framework: Inspiring Transformational Governance）を公表した。ESGのうち「G」（ガバナンス）に関し、求められるガバナンスの内容や理由、手法を示す。企業文化や倫理の向上などのサポートがねらい。

（参考情報：2021年6月1日 同団体 HP：<https://www.unglobalcompact.org/news/4700-05-31-2021>
<https://sdg16.unglobalcompact.org/>）

■ 健康経営 ■

経産省が、健康経営優良法人 441 社の評価内容を追加公開

経済産業省は6月17日、特に優良な健康経営を実践している企業などとして認定を受けた健康経営優良法人441社の評価内容を公開した。5月の先行48社に続く公開。同認定の調査項目に基づき、経年の改善状況や同業他社などの比較などを数値化して掲載している。近年機関投資家の間で高まっている投資先企業のESG（環境・社会・ガバナンス）取り組みへの関心に応えるのが主なねらい。

（参考情報：2021年6月17日 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210617002/20210617002.html>）

全般・その他

■ SDGs ■

SDSN らが 165 カ国の SDGs 関連取組を分析した報告書を発表、コロナ禍により取組が停滞

持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（SDSN）らは 6 月 14 日、世界 165 カ国の SDGs 関連取組の達成状況を分析した報告書「the Sustainable Development Report」を発表した。COVID-19 のパンデミック発生に伴う貧困率と失業率の増加等の要因により、2015 年の SDGs 採択以来初めて、SDGs への取組平均スコアが低下したが、SDGs は COVID-19 からの持続的、包括的、かつ強靱な復興に役立つものと指摘。取組進捗の回復、加速のために、多国間協力の強化や、SDGs 達成戦略によって生じる他国への負の波及効果の認識・低減の重要性について説明している。

(参考情報：2021 年 6 月 14 日付 SDSN HP：

<https://www.sdgindex.org/news/press-release-sustainable-development-report-2021/>)

今月の『注目』トピックス

<SDGs>

○経団連が、報告書「SDGs への取組みの測定・評価に関する現状と課題～『行動の10年』を迎えて」を公表

(参考情報：2021年6月15日付 日本経済団体連合会 HP:<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/055.html>)

経団連は6月15日、報告書「SDGs への取組みの測定・評価に関する現状と課題～『行動の10年』を迎えて」を公表した。本報告書では、国・自治体、企業等における“SDGs 達成に向けた取組み”に関する測定・評価について、手法の開発状況や課題を体系的に整理し、実践事例とともに紹介している。

SDGs へ取組企業等が増えているものの、効果の測定・評価について試行錯誤している状況があった。本報告書は、測定・評価手法の整理・課題の明確化を行うことにより、SDGs 達成に向けた企業等の取組みの実効性を向上につなげることを目的としている。

本報告書では、SDGs の測定・評価のレベルを「グローバル・政府（国・地方自治体）レベル」「企業・事業レベル」に分け、測定・評価手法の概要と利点・改善点がまとめられている。「企業・事業レベル」において掲載されている主な手法は以下の通り。

	手法・概要	主な利点	主な課題・改善点
管理・測定 インパクトの測定	『IMP』*によるインパクトの考え方に関する共通規範 ・国際機関やインパクトを重視する金融セクターが取り入れている考え方 ・優先課題に関し KPI を定め、進捗を管理・成果を測定 ・投融資を受けるため、金融セクターと対話する上でも重要	・インパクト・マネジメントに関して国際的に認知された枠組み ・機関投資家等からの評価が得られやすい	・KPI 設定が困難な社会課題がある ・ネガティブインパクトに関する KPI 設定がなされていないケースが多い
フレームワーク	「SDG コンパス」 ・国連グローバル・コンパクト等複数組織が共同で作成 ・SDGs を経営戦略と統合させ、測定・管理していく方法を5つのステップに分けて指針を提供 ・既存のビジネス指標を SDGs に紐づけた一覧表も公開	—	—
	「SDG インパクト」 ・国連開発計画（UNDP）が作成 ・SDGs に資する投資や事業の基準を策定し、それらの基準に適合した案件を認証するもの ・①プライベート・エクイティファンデ、②債券、③事業者の3種類の基準を提供 ・第三者機関による認証制度「SDG インパクトシール」を導入予定	・企業経営に統合し価値創造するプロセスや、具体的アクションを示しており、活用しやすい ・SDG インパクトシール認証を受ければ、国際的な評価を得る可能性がある	・成果ではなくプロセスの認証であることに留意が必要 ・認証制度の詳細が現時点では明らかでない ・認証機関の教育・訓練に課題あり

	手法・概要	主な利点	主な課題・改善点
アプローチ・ツール	「インパクト評価」 ・主に開発援助機関や、教育、福祉、医療分野などで行われている ・課題解決のための活動がある場合とない場合の効果の差分を検証するもの	・国際機関等において知見が蓄積されている ・効果的な課題解決手段を特定する上で重視されている手法	・比較困難な場合が多く、一企業での実施が困難。データを有する政府等の連携が必要 ・専門家育成が課題
	「IRIS+」 ・インパクト投資家のネットワーク Global Impact Investing Network(GIIN)が策定 ・投資家がインパクトを測定、管理、最適化するために活用するツールとして策定された指標のデータベース	・企業が社会課題への影響を測定・管理し、投資家に報告する上で役立つ可能性がある ・評価にあたり、データ収集のためのツールとして使用できる可能性がある ・GRI 基準に準拠し、活用しやすい	・投資家と企業の対話時に広く利用されるのか見極めが必要 ・日本特有の課題やウェルビーイング関連の指標が設定されていない
	「社会的責任投資収益率 (SROI)」 ・米国 Roberts Enterprise Development Fund(REDF)が策定 ・社会的価値を貨幣換算して評価するためのツール ・事業への投資価値を経済的価値だけでなく、より広い社会公共的価値の概念に基づいて評価・検証することを目的したもの	・数値化することで、進捗確認や、継続的改善が促される ・数値化によりステークホルダーにも取組みの価値等を共有しやすい	・数値の客観性や比較可能性の確保が難しい ・取組みの内容によっては数値化が困難
サステイナブルに関する原則	サステイナブル・ファイナンスとは、環境・社会課題解決の促進を金融面から誘導する手法や活動を指す。金融機関や投資家が、サステイナブル・ファイナンスを促進する上で、また、事業会社が投融资を受ける上でも、踏まえるべき主な原則として以下の3つが挙げられている。 ・ポジティブ・インパクト金融原則（国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI）策定） ・インパクト投資の運用原則（国際金融公社（IFC）策定） ・ICMA 原則（国際資本市場協会（ICMA）策定）		

*国連開発計画(UNDP)、国際金融公社(IFC)、経済協力開発機構(OECD)、国連責任投資原則(PRI)等が参画する、社会的インパクト・マネジメントに関する国際イニシアティブ

なお、SDGs 達成に向けた測定・評価の課題として、インパクト評価の必要性等に関するステークホルダーの共通理解を形成していくことや、実践するための人材育成、さらなる評価・測定手法の研究・データの蓄積等の必要性が指摘されている。特に企業・事業レベルにおいては、SDGs への取組みを中期経営計画に落とし込むこと、取組みに応じて評価・測定の対象（企業全体とするか・事業ごととするか等）、手法を選択すること、評価結果を取組みの改善に活かすこと等の必要性が指摘されている。

Q&A

**Question**

当社は、リスク管理委員会を設置し、事業を取り巻くすべてのリスクを統括的に管理していきたいと考えていますが、経営戦略に関わるリスクについては、リスク管理委員会では限定的に取り扱っています。本来、このような経営戦略に関わるリスクを、リスク管理委員会がどのように取り扱うべきでしょうか。

Answer**1. リスク管理委員会の役割**

現在、多くの企業が、リスク管理委員会のような社内横断組織を設置し、事業を取り巻くすべてのリスクを統括的に管理する全社リスク管理を志向しています。このような全社リスク管理におけるリスク管理委員会の一般的な役割は、以下の通りです。

- ①全社リスクアセスメントの推進（重要リスク*の特定）
- ②重要リスクの主管部署の任命、重要リスクに対する対応計画の作成指示・承認
- ③重要リスクに対する対応計画の進捗管理、推進結果の確認・必要な是正の指示
- ④全社リスク管理体制の構築、有効性確認、必要な是正の指示 など

このように、リスク管理委員会は、主に重要リスクの特定や重要リスクに対する対応計画の検討などを行います。しかしながら、経営戦略に関わるリスクについては、リスク管理委員会がどのように関わるべきかについて議論になることが少なくありません。

2. 経営戦略に関わるリスクとは

経営戦略に関わるリスクとは、具体的に、新規事業に関わるリスク、海外事業展開に関わるリスク、事業買収に関わるリスクなどが該当します。このようなリスクは、事業の方針や計画、達成目標などに応じて検討すべきリスクの範囲が異なり、リスク対策も適宜策定し見直していく必要があるという共通点があります。この観点では、事業の方針や計画、達成目標などを審議する機関（経営会議など）において、そのリスクの範囲を含めて検討することが実務的であるように思えます。

3. 経営戦略に関わるリスクの取り扱い

リスク管理委員会の役割のうち、全社リスクアセスメント（リスクの洗い出し、分析・評価）の推進においては、経営戦略に関わるリスクを含めてすべてのリスクを対象に実施することが現実的です。一方で、重要リスクの特定や重要リスクに対する対応計画の検討などは、リスク管理委員会が、経営会議などの経営戦略を審議する会議体と連携して対応する必要があります。

具体的には、全社リスクアセスメントの結果、経営戦略に関わるリスクが重要リスクの選定基準に該当した場合などは、リスク管理委員会が、経営会議などの意向を確認した上で、重要リスクとして選定するか否かを判断するというフローになります。また、経営戦略に関わるリスクが重要リスクとして選定された場合は、リスク管理委員会と経営会議など（実際には、それぞれの事務局）とが適切に連携し、リスク対応計画の策定、対策推進・進捗管理などを行う必要があります。

4. まとめ

全社リスク管理は、経営戦略に関わるリスクも含めて統合的に管理することが、あるべき姿と考えます。特に、経営戦略に関わるリスクのリスク判断を適切に行いリスクテイクしていくことは、企業の成長や企業価値の創造につながるため、リスク管理委員会が、経営会議などと連携して対応を行う意義は大きいでしょう。

最近、サステナビリティ委員会などを設置し、ESG 課題に関する検討を進めている企業も増えています。このような取組みの背後にあるリスクについては、経営戦略に関わるリスクと同様に、リスク管理委員会とサステナビリティ委員会が連携していく必要性は高いと思われます。リスク管理委員会が、社内の部門を跨いだ調整などに臆することなく、他の会議体・委員会組織などと適切に連携しリスク管理を推進していくことが、まさに今、求められているといえるでしょう。

* 会社横断でリスク対応計画の検討や進捗管理などを行う必要性が高いリスク

リスクマネジメント第三部 統合リスクマネジメントグループ
マネジャー上席コンサルタント 細井 彰敏

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021